

藤沢市幼稚園協会等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育の振興・充実を図るため、藤沢市私立幼稚園協会及び藤沢市幼児教育協議会（以下「幼稚園協会等」という。）に対し交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業)

第2条 補助金の対象事業は次のとおりとする。

- (1) 教職員の研修及び研究
- (2) 幼稚園協会等の運営

(補助金額)

第3条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、幼稚園協会等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて5月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画説明書
- (2) 収支予算書（第2号様式）又はこれに代わる書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、審査の上、交付の可否を決定し、幼稚園協会等補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに幼稚園協会等補助金事業計画変更承認申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査の上、承認の可否を決定し、幼稚園協会等補助金事業計画変更承認通知書（第5号様式）によりこれを通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金は、3回に分け6月、10月及び2月にそれぞれ交付決定金額の3分の1ずつを交付するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生ずる場合は、当該端数は2月に交付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとするものは、請求書を前項に規定する支払月の1日までに市長に提出しなければならない。

(事業完了届兼事業報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けたものは、補助事業の完了後1月以内に幼稚園協会等補助金事業完了届兼事業報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第7号様式)又はこれに代わる書類

(備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。